

こんな「夜間中学」を(三次案) 北九州市に夜間中学をつくる会

2003年度の、「北九州市に夜間中学をつくる会」総会で承認された、「夜間中学憲章」の精神を尊重しながら、穴生・城南両中学校「夜間学級」から提案された、「夜間中学」(案)をもとに、「北九州市に夜間中学をつくる会」(三次案)としてまとめました。

[学 校 名]

北九州市立夜間中学校 ・小倉教室(城南中学校)
・八幡教室(穴生小学校)

[規 模]

1学級の定数は10人を上限とする。

[施 設]

教室は専用教室とする。他に、教材室兼教員室を設置する。

学習机は天板の広いものを使用する。

個人用収納棚の設置。

体育館・特別教室・便所などは、昼間部との共用でよい。

運動場の夜間照明設備をする。

施設についてはバリアフリー対応とする。

[教 員 数]

学級担任・副担任(教務兼任)各1名の教諭を配置する。

※ 現在活動中のボランティア・スタッフは、授業及び授業をサポートするため
学習活動中は教室に入る。

※ ボランティア・スタッフには交通費(実費)を保障する。

[教育課程]

中学校の教育課程には柔軟に対応する。

[授業時間]

19時～21時の2時間(50分授業とし、途中20分の中休みをとる)

[運 営]

夜間学級運営委員会を構成し、中学校卒業程度の学力を身につけるための学習活動を実施する。なお、運営委員会の構成及び仕事内容は下記の通りとする。

〈構 成〉(7～8人とする)

- ・夜間中学校教員、
- ・「生徒」及び、ボランティア・スタッフ代表
- ・教室設置校(昼間)教員
- ・北九州市教育委員会

〈仕事内容〉

- ・教育内容及び教員配置についての基本方針の策定。
- ・施設設備の充実。
- ・生徒募集、ボランティア・スタッフ募集。

[入学資格]

15歳以上で、原則義務教育未修了者とする。

[修業年限]

特に定めない。ただし、進学等で早期に卒業認定を必要とする場合は、一定期間設置校(昼間)に通級し学校長の卒業認定を受けることができる。

[費 用]

日本国憲法第26条②項にある「～義務教育は、これを無償とする」の理念の下、授業に関わる経費はすべて公費でまかなうものとする。

経済的理由で就学が困難な場合は、就学援助制度等を適用する。

[細 則]

本事業は、10年間で終了する。

(2009年2月28日改訂)